

特定非営利活動法人 いたみ医学研究情報センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人 いたみ医学研究情報センターという。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を愛知県長久手市岩作雁又1-1愛知医科大学学際的痛みセンター内に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を高知県南国市岡豊町小蓮高知大学医学部整形外科教室内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

人から痛みを取り除くことは医療分野における大きな命題の一つであるが、痛みは心も含めた個人の感情にも依存することが知られており、痛みを全人的に治療する手段は確立されていない。また痛み症状の緩和に関しては昨今の情報氾濫により、科学的根拠の伴わないビジネス広告も多くみられているがそれらを科学的目線から審査するシステムも確立されていない。本法人は、主に痛みの診療や研究に携わる多領域の医療従事者や痛みに関心を持つ者が集まり、痛みをより科学的な面から追求することを目的とする。そして事業活動を通じ、市民にとって有益な痛み治療の発展および、根拠に基づいた情報の発信を行う。また、研究成果を社会に広く啓発すると同時にその医療を担う人材を育成し、この分野の医療・研究の指導的な役割を果たすことを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、第3条の目的を達する為に次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条

この法人は、第3条の目的を達する為に次の種類の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 日本国内外の痛み関連学術団体(日本疼痛学会、国際疼痛学会など)から、痛みに関する情報収集及び提供事業
- (2) 痛みの学問に関する調査研究及び、講演会等による研究発表事業
- (3) 地域社会における、科学的根拠に基づいた情報発信。
- (4) 根拠に基づいた新しい痛みの治療法の探求事業。
- (5) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(種別)

第6条

この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同して経済的援助を目的として入会した個人、法人及び団体
- (3) 市民会員：この法人の目的に賛同し、援助を目的として入会した個人

(入会)

第7条

正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条

会員は、総会において以下の入会金及び会費を納入しなければならない。

正会員	入会金	10000円	年会費	3000円
賛助会員	入会金	10000円	年会費	一口10000円（一口以上）
市民会員	入会金	2000円	年会費	1000円

(会員の資格喪失)

第9条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員の資格を喪失するものとする。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡した時、また会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 理事会の議決により除名されたとき。

(退会)

第10条

会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この定款等に違反する行為を行ったとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

(拠出金品の返還等)

第12条

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しないものとする。

第4章 役員等について

(種別及び定数)

第13条

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事9人以上、20人以下
 - (2) 監事2人以内
- 2 上記理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条

理事及び監事は社員総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選によって選出される。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びに配偶者および3親等以内親族が役員総数の3分の1以上を超えて含むことにはなってはならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条

理事長はこの法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、以下に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査する。
 - (2) この法人の財産の状況を監査する。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告する。
 - (4) 前号の報告をする為必要がある場合は、臨時総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条

各役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 役員欠員による補欠又は、増員によって就任した役員任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条

理事、又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条

役員が以下の各号のいずれかに該当するに至った時は、総会でその3分の2以上の議決により、これを解任することができる。ただし、議決の前には該当役員弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の傷病により職務遂行が困難と判断される場合。
- (2) 職務上、義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があった場合。

(報酬等)

第19条

- 役員は、その総数の3分の1の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 この法人の職務を執行する際に要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条

この法人に、事務局長やその他の職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 社員総会

(種別)

第21条

この法人の社員総会は、通常総会及び、臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条

社員総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条

社員総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) その他の運営に関する重要事項

(開催)

第24条

通常総会は、年一回開催する。

- 2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項の第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条

社員総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに会員全員に通知しなければならない。

(議長)

第26条

社員総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条

社員総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条

社員総会における議決事項は、第25条の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 社員総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(表決権等)

第29条

各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由の為社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条2項、第30条第1項第2号及び、第49条の適用については出席したものとみなす。

4 社員総会の議決については、特別な利害関係を有する正会員は、その議事を議決に加わることができない。

(議事録)

第30条

社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席数(書面表決者または表決委任状がある場合はその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条

理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 入会金及び会費の額

(5) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。その他新たな義務の負担及び権利の放棄)

(6) 事務局の組織及び運営

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条

理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招

集の請求があったとき。

(3) 第15条4項の第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条

理事会は理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項又は第3項の規定による請求があったときには、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに理事の全員に通知しなければならない。

(議長)

第35条

理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(表決権等)

第37条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由の為出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者名(書面表決者がある場合はその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条

この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条

この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会で議決を経なければならない。

(予算の追加及び変更)

第45条

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第46条

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事

項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものとする)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第50条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 第1項第2号の事由により解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条

この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決議されたものに譲渡する。

(合併)

第52条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第53条

この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(附則)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

理事長：川崎元敬

副理事長：池本竜則

副理事長：大迫洋治

監事：牛田享宏

3 この法人の設立当初の役員の任期は第16条1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び、収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 10000円 年会費 1000円
- (2) 賛助会員 入会金 10000円 年会費 一口 10000円
(一口以上)

- (平成24年5月15日改定 第2条2追加)
(平成24年8月10日改定 第6条(2)追加および第8条変更)
(平成25年12月13日改定 第2条変更)
(平成28年6月26日改定 第8条変更および第13条変更)

当法人の定款の原本に相違ありません。

特定非営利活動法人 いたみ医学研究情報センター

理事 三木健司